

憲法 01 次は、プライバシー権に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) プライバシー権は、私生活をみだりに公開されない権利と捉えるのが一般的であったが、今日では、より広く、自己に関する情報をコントロールする権利と捉える説が多数説である。
- (2) プライバシー権を正面から明確に定義した最高裁判例はないが、憲法13条で保障されている幸福追求権の一内容として認めるのが通説である。
- (3) 大学が主催した国賓の講演会への出席希望者の住所・氏名等を学生本人に無断で大学が警察に開示した場合は、プライバシーを侵害するものとして不法行為となる。
- (4) 行政機関が、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、住民の氏名、生年月日等の本人確認情報を取り扱う行為は、当該本人が同意していなければ、私生活上の自由を侵害することになる。
- (5) いわゆるマイナンバー法に基づき、特定個人情報の収集、保管、利用又は提供する行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

憲法 02 次は、肖像権と犯罪捜査に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「肖像権」とは、承諾なしに自己の容貌・姿態等を、みだりに撮影されない権利をいう。
- (2) 肖像権について、憲法上、明文の規定はないが、幸福追求権の1つとして保障されると解されている。
- (3) 公衆の面前でデモ行進をしている者を被写体として、正当な理由なくその顔写真を撮影することは許されない。
- (4) 警察官が、犯罪捜査上の必要性から写真撮影をする際、犯人以外の第三者の容貌等が含まれることがあっても、直ちに肖像権を侵害する違憲な行為とはならない。
- (5) 将来犯罪が行われる可能性が高いと予想できたととしても、当該犯罪の発生が予測される場所において、捜査のため撮影・録画することは、許されない。

憲法 03 次は、精神的自由権に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法19条で保障されている思想・良心の自由は、精神的自由に関する最も根本的なものであり、一般法ともいべき地位を占めている。
- (2) 憲法20条が保障している信教の自由は、① 信仰の自由、② 宗教的行為の自由、③ 宗教的結社の自由、の3つの内容から構成されている。
- (3) 憲法21条が保障している集会の自由における「集会」とは、多数の人が共通の目的を持って一定の場所に一時的に集まることであり、屋内のものと屋外のものがあるが、単なる群集は集会ではない。
- (4) 憲法21条2項で保障されている通信の秘密の保障範囲は、郵便物等の通信の内容にとどまるものであり、差出人の人名前や住所等はこれに含まれない。
- (5) 憲法21条2項で禁止されている検閲は、表現行為の事前抑制のことであり、この検閲は、例外なく絶対的に禁止される。

憲法 04 次は、自白強要の禁止(憲法38条)と自白の証拠能力等に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 交通事故を起こした運転者に対して、事故内容の報告義務を課すことは、自己に不利益な事実の申告を強いることになるが、不利益な供述の強要には当たらない。
- (2) 憲法38条を受けて、刑訴法は、供述自由権を認め、被疑者・被告人にそれをあらかじめ告知するものとしている。
- (3) 「不利益な供述を強要されない」ということは、不利益な供述を拒否することを経由して不利益な取扱いを受けることがあってはならないということも含まれる。
- (4) 被疑者・被告人には、黙秘権が認められており、被疑者・被告人自身の氏名についても、不利益な供述として黙秘する権利が認められている。
- (5) 被告人に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられることはない。

憲法
01 プライバシー権

- (1) 正しい。 かつて、プライバシー権とは私事をみだりに公開されない権利として捉えられていたが(東京地判昭39.9.28)、今日の情報化社会にあつては、自己に関する情報をコントロールする権利であると積極的に捉えるのが多数説である。
- (2) 正しい。 憲法13条は、個人の尊重とともに生命、自由及び幸福追求に対する権利を定めており、この権利を「幸福追求権」という。包括的人権であり、個別的な人権規定に列挙されていないが、人権としての保障を必要とする利益の根拠となる。
- (3) 正しい。 大学が学生に提供を求めた氏名、住所等は、プライバシーに係る情報として法的に保護するに値し、本人の意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されず、枝文の場合における大学の行為は、プライバシー侵害として不法行為を構成する(最判平15.9.12 江沢民早稲田大学講演会訴訟)。
- (4) 誤り。 住基ネットによる本人確認情報の管理・利用等は、当該個人の同意がなくても、憲法13条の私生活上の自由を侵害するものではない(最判平20.3.6 住基ネット訴訟)。これは、① 本人確認情報が、個人の内面に关わるような秘匿性の高い情報とはいえない、② 正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表されたというような具体的な危険が生じていない、こと等を理由としている。
- (5) 正しい。 最高裁は、行政機関等による個人番号の利用等が、目的の範囲内に厳しく限定され、漏えいに対する刑事罰が個人情報保護法よりも加重されていること、及び個人情報保護委員会が監視・監督すること等から、情報漏えい等の「具体的な危険」は生じていないとして、合憲であるとしている(最判令5.3.9)。

憲法
02 肖像権と犯罪捜査

- (1) 正しい。 枝文のとおり。肖像権は、公共の福祉による制約を受けるため、犯罪捜査上の必要があるときは、一定要件の下に写真撮影等が許される場合がある。
- (2) 正しい。 憲法には肖像権に関する明文規定はないが、国民の私生活上の自由の1つとして、憲法13条(幸福追求権)により保障されると解されている。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。ただし、証拠保全の必要性・緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法で行われるときは、撮影される本

人の同意がなく、また、裁判官の令状がなくても、憲法13条、35条に違反しない(最判昭44.12.24 京都府学連事件)。

- (4) 正しい。 例えば、緊急に証拠を保全する必要がある、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである場合は、自動速度監視装置により運転者とともに同乗者の容貌を撮影しても、憲法13条に違反しない(最判昭61.2.14)。
- (5) 誤り。 交番前の歩道上に立つ電柱にビデオカメラ1台を設置して撮影していたことについて、証拠保全の必要性及び緊急性があり、社会通念上相当な方法によるときは、高度の蓋然性をもって犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮影・録画することは許されるとした裁判例がある(東京高判昭63.4.1)。

憲法
03 精神的自由権

- (1) 正しい。 枝文のとおり。思想・良心の自由(憲法19条)は、表現の自由(憲法21条1項)、信教の自由(憲法20条1項)、学問の自由(憲法23条)の根本をなすものといえる。
- (2) 正しい。 宗教を信仰する自由(しない自由)、信仰する宗教を選択する自由、礼拝、祈禱、布教等へ参加する自由(しない自由)、宗教団体を結成する自由(しない自由)、宗教団体に加入する自由(しない自由)、等がある。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。ここにいう「集会」には、特定の場所で行われるもののほか、場所的移動を伴う集団行進や集団示威運動(いわゆるデモ行進)も含まれる。
- (4) 誤り。 憲法21条2項後段で保障されている通信の秘密の保障範囲は、通信内容のほか、通信の存在自体に関する事項(信書の差出人・受取人の住所・氏名、信書の個数、通信の年月日時等)も含まれる(大阪高判昭41.2.26)。
- (5) 正しい。 「検閲」(憲法21条2項前段)とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、網羅的・一般的に発表前に審査した上、不適当な物の発表を禁止することをいう(最判昭59.12.12 札幌税関検査違憲訴訟)。

憲法
04 自白

- (1) 正しい。 道交法上の交通事故の報告義務は、警察官が交通事故の処理をするた



3

甲は、後輩のAに50万円を無利子で貸したが、返済期日を過ぎても返さないため、A宅に押し掛け、Aに対し入墨を見せて威嚇しながら「金銭債権者の権利として言うが、いい加減に早く返せよ。返さないと怪我をするぞ」等と怒号したところ、畏怖したAは、その場で甲に50万円を返済した。この場合の甲の刑責について述べなさい。

権利行使と恐喝罪【事例】

- 答案構成
- 1 結論
 - 2 問題の所在
 - 3 恐喝罪
 - 4 事例の検討

答案例

1 結論

甲は、恐喝罪の刑責を負う。

2 問題の所在

事例の場合、① 甲の債権が回収され、Aの債務が消滅しているため、相手方に財産的損害が生じていないのではないかと、② 恐喝による債権の取立てであっても、正当な業務行為として違法性が阻却されるのではないかと、の2点が問題となる。

3 恐喝罪

(1) 意義

人を恐喝して財物を交付させ、又は財産上の利益を得る罪である^{▶1}。ここにある「恐喝」とは、財物の交付又は財産上の利益を供与させる手段として、人を畏怖させるに足りるような行為をすることである。

(2) 成立要件

本罪が成立するためには、詐欺罪と同様に、① 恐喝、② 畏怖、③ 財産的処分行為、④ 財物・財産上の利益の取得、という構成要件要素が、主観的には故意によって包括され、客観的には連鎖的因果関係によって連結されていることが必要である。

(3) 手段の程度

暴行・脅迫は、相手方を畏怖させるに足りるものであることが必要であるが、相手方の反抗を抑圧するものであってはならない^{▶2}。相手方が反抗を抑圧され

る程度の暴行・脅迫により財物を交付した場合は、強盗罪^{▶3}となる。

4 事例の検討

- (1) 恐喝罪は個別財産に対する罪であり、恐喝されなければ交付しなかった財産の交付自体が財産的損害であると解されている。したがって、たとえ債権の範囲内の金銭の取立てであっても、相手方に財産的損害が認められる。事例の場合、Aが畏怖しなければ甲に対して50万円を交付しなかった事情が認められるため、外形上は債務の弁済であっても、恐喝罪にいう財産上の損害に当たる。
- (2) 他人に対して権利を有する者が、その権利を実行することは、その権利の範囲内であり、かつ、その方法が社会通念上一般に許容すべきものと認められる程度を超えない限り、違法の問題を生じないが、その範囲・程度を逸脱するときは違法となり、恐喝罪が成立する^{▶4}。
- (3) 事例における甲の行為は、相手方を畏怖させるに足りる暴行・脅迫を手段として財産上の処分行為を行わせたものといえ、恐喝行為に当たる。
- (4) また、甲がAを怒号するなどして脅す行為は、金銭債権の権利行使としては社会通念上一般に許容すべきものと認められる程度を逸脱したものであり、違法性は阻却されない。以上により、甲は、恐喝罪の刑責を負う。